⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがなされている者でないこと（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く）。

⑷　施工実績　平成21年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、求める施工実績１、求める施工実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ求める施工実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

・求める施工実績１　片持張出し架設工法により架設した最大支間長140m以上あるＰＣ橋（複合構造、斜張橋含む）の工事

・求める施工実績２　躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ）25m以上のコンクリート橋脚の工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

・求める施工実績１　片持張出し架設工法により架設した最大支間長70m以上あるＰＣ橋（複合構造、斜張橋含む）の工事

・求める施工実績２　躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋脚の工事

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合

ⓐ　ＰＣ橋上部工工事の経営事項評価点数1,200点以上で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員

・求める施工実績１　片持張出し架設工法により架設した最大支間長140m以上あるＰＣ橋（複合構造、斜張橋含む）の工事

ⓑ　土木工事の経営事項評価点数1,400点以上で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員

・求める施工実績２　躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚の天端までの高さ）25m以上のコンクリート橋脚の工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）又は共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　中日本高速道路株式会社の発注工事で、当該工種における過去２ヶ年度（令和４・５年度）の各年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で65点未満でないこと。

⑻　入札説明書に示す本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や新たなプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は「不採用」とする。

⑶　技術提案書の記載に関する事項

①　技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できる提案であることが前提であり、発注者が過度なコスト負担等を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。本工事における過度な技術提案とは、下記事例等を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案

・技術提案の実施において安全性が確認できない提案

・工事目的物の変更を伴う提案

・コンクリートの配合の変更及び添加剤の追加等が伴う材料の変更についての提案

・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案

・クラック防止シート等を追加配置する提案

・交通保安要員や専任の監視員を大幅に追加配置する提案

・機器や設備等を必要以上に増設する提案

・バイオディーゼル燃料の使用による提案は、「揮発油等の品質の確保等に関する法律の施行」によるものとし、混合率５％を超える（５％以下は可）バイオ混合軽油の使用

・想定される費用に見合った効果が期待できないと評価されるもの。

②　技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案に関する評価点は付与しない。

③　技術提案書は所定の様式により定める文字数にて記載し評価項目ごとにＡ４サイズ片面１枚に収めるものとする。また、文字サイズ10ポイント以上で簡素かつ要領よく記述するものとする。なお、技術提案書には説明用資料を添付できるが、評価は、技術提案書様式―３に記載された内容で行う。

④　様式を追加するなどにより提案を増やしている場合、所定の枚数、文字数を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を「不採用」とする。

⑤　提案内容の記載にあたっては、目的及び実施する内容並びに施工箇所やその提案をどのように現場で利活用し施工や管理していくか等を具体的に記載することとし、単なる実施内容の羅列は評価点を付与しない。

⑷　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、評価項目の小項目（小項目中に①、②を設定している場合は①、②）において、個々それぞれで記載できる提案は最大２つまでとし、１つの提案項目の中に３つ以上の提案があった場合は、そのうちの評価が低い２つの提案について評価する。なお、複数の技術が一体不可分であるものは１つとカウントできるが、一体不可分かどうかは評価時に判断する。また、同様